

簡易耐震診断推進事業のご案内

そな

うれ

備えあれば憂いなし！！

わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から！



家は傾いて
いないかな？

基礎は問題
なさそうだ！

簡易耐震診断を受ければ、

- ・ 住宅の耐震性の評価
- ・ 改善のポイント
- ・ 建築士による耐震改修のアドバイス

などをまとめた「簡易耐震診断報告書」が発行されます。

お申し込みは
建築指導課へ！！



いわゆる“点検商法”にご注意下さい！！

「市から委託を受けている」などと市の実施する耐震診断を装って突然お宅を訪問・点検し、「金物がないから地震がきたら倒壊する」などと言って不安をあり、高額な改修工事を勧めるケースが過去に新聞等で報道されています。

この制度では、皆さんからの申請がないのに突然耐震診断員がお宅に訪問して診断を行うことはありませんので、ご注意下さい。

もし、心当たりのある方は、できるだけ早く消費生活センターに相談して下さい。

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】

本庁 北館 5階 建築指導課
電話 06-6489-6647 (直通)

尼崎市

[illegible]

昭和 56 年 5 月以前に建てられた家にお住まいの方へ

簡易耐震診断を申し込んでください

- ①条件確認 プレファブ住宅、ツーバイフォー住宅など対象とならない住宅があります
お問い合わせは、建築指導課 06-6489-6647 まで
- ②申し込み 住宅の建築時期がわかる書類と付近見取図を添えて申込書を提出してください
- ③診断手数料 木造戸建住宅の場合 3,000 円です（診断の後に納めていただきます）

市が診断員を派遣します

- ①現地調査 診断員が住宅の調査に伺います
一階の間取り図があれば外からの調査で済ませることもできます
- ②診断結果 木造戸建住宅の場合 耐震性は「評点」で示されます

評点

2.25~0 (診断適用外)

1.5 以上	安全
1.5 未満 1.0 以上	一応安全
1.0 未満 0.7 以上	やや危険
0.7 未満	危険

$$\begin{array}{l} \text{評点} \\ 2.25 \sim 0 \text{ (診断適用外)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{壁の量・配置、筋} \\ \text{かいの有・無から} \\ \text{決まる数値} \\ 2.25 \sim 0.21 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{基礎の形状、老朽} \\ \text{化の度合などか} \\ \text{ら決まる数値} \\ 1.00 \sim 0 \text{ (診断適用外)} \end{array}$$

次の条件を満たすと評点は高くなります

- 壁の量が多い（面積が広く、屋根が重いと、壁はたくさん必要）
- 壁が四周にバランスよく配置されている
- 筋かいが入っている



評点が低い場合は耐震改修工事が必要です

- ①補助制度 県が耐震改修の計画策定及び工事にかかる費用の一部を補助します
お問い合わせは、県庁建築指導課防災耐震係 078-362-4340 まで
- ②関連制度 アドバイザー派遣制度（耐震改修工事を計画する県民の方に専門家を派遣）
住宅改修業者登録制度（一定の要件を満たしたリフォーム業者の登録、情報提供など）があります
お問い合わせは、ひょうご住まいサポートセンター 078-360-2536 まで